政　令

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年六月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百四十七号

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）別表第八号の規定に基づき、この政令を制定する。

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

四百四十三　私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成二十六年法律第百二十六号）

附　則

この政令は、公布の日の翌日から施行し、この政令による改正後の第四百四十三号の規定は、同日以後にされた公益通報について適用する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

総務大臣　山本　早苗

法務大臣　上川　陽子

省　令

○総務省令第五十六号

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第十七条第三項の規定に基づき、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年六月五日

総務大臣　山本　早苗

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の五の見出しを「圧縮水素充填設備設置給油取扱所の基準の特例」に改め、同条第一項中「充てんする」を「充填する」に、「圧縮水素充てん設備設置給油取扱所」を「圧縮水素充填設備設置給油取扱所」に改め、同条第二項及び第三項中「圧縮水素充てん設備設置給油取扱所」を「圧縮水素充填設備設置給油取扱所」に改め、同条第五項中「圧縮水素充てん設備設置給油取扱所」を「圧縮水素充填設備設置給油取扱所」に改め、同項第三号中「圧縮機、蓄圧器、ディスペンサー、ガス配管並びに圧縮水素及び液化石油ガスの受入設備」を「液化水素の貯槽、送ガス蒸発器、圧縮機、蓄圧器、ディスペンサー、液化水素配管及びガス配管並びに液化水素、圧縮水素及び液化石油ガスの受入設備」に改め、同号ホ中「圧縮水素又は液化石油ガス」を「液化水素、圧縮水素及び液化石油ガス」に改め、同号ホ⑴中「ガス」を「液化水素又はガス」に改め、同号ホを同号チとし、同号ニ⑶を除く。）中「ガス配管」を「液化水素配管及びガス配管」に改め、同号ニ⑶中「ガス配管」を「液化水素配管又はガス配管」に改め、同号ニを同号トとし、同号ハ⑴中「充てん」を「充填」に改め、同号ハ⑵中「充てんホース」を「充填ホース」に、「充てん口」を「充填口」に改め、同号ハを同号ヘとし、同号ロを同号ニとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ　蓄圧器には、自動車等の衝突を防止するための措置を講ずること。

第二十七条の五第五項第三号イの次に次のように加える。

ロ　液化水素の貯槽には、自動車等の衝突を防止するための措置を講ずること。

ハ　送ガス蒸発器には、自動車等の衝突を防止するための措置を講ずること。

第二十七条の五第六項中「圧縮水素充てん設備設置給油取扱所」を「圧縮水素充填設備設置給油取扱所」に改め、同項第一号中「圧縮機、蓄圧器及び改質装置」を「改質装置、液化水素の貯槽、送ガス蒸発器、圧縮機及び蓄圧器」に改め、同項第五号中「ガス設備」を「設備」に改め、同項に次の一号を加える。

六　液化水素の貯槽を設ける場合には、固定給油設備又は固定注油設備から火災が発生した場合にその熱が当該貯槽に著しく影響を及ぼすおそれのないようにするための措置を講ずること。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○国家公安委員会告示第十五号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十条第一項の規定に基づき、平成十一年国家公安委員会告示第十六号（道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月五日

国家公安委員会委員長　小川惠里子

第一号の表四百六十八号の項中「千葉県香取郡神崎町」を「成田市」に改める。

附　則

この告示は、平成二十七年六月七日から施行する。

○総務省告示第二百四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年六月五日

総務大臣　山本　早苗

一　名　　称　平成二十七年度豪州における日米共同訓練部隊

二　国外派遣期間　平成二十七年六月八日から平成二十七年八月二十五日まで

三　派遣人数（概数）　四十人程度

四　派　遣　地　域　オーストラリア連邦北部準州

○法務省告示第三百十四号

京都市伏見区役所保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十七年七月六日までに、同区長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、伏見区役所又は京都地方法務局に照会すること。

平成二十七年六月五日

法務大臣　上川　陽子

京都市伏見区深草中ノ島町十九番地ノ三

竹内　次郎

○法務省告示第三百十五号

和歌山県有田郡有田川町役場保存の次の除籍が滅失した。

平成二十七年六月五日

法務大臣　上川　陽子

和歌山県有田郡御霊村大字西丹生図五百三十二番地

芝野　敏彦

○農林水産省告示第千四百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年六月五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福島県いわき市山玉町中峰三一の一（次の図に示す部分に限る。）、三二の一、三二の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）